

臨時職員などの登録について

現在、臨時職員の採用については、市の仕事が一時的に増え、臨時職員を雇用する必要がある場合に、登録していただいている方の中から条件に合う方をお願いする方法(登録制)をとっています。

登録を希望する方は、職員課で登録を行ってください。登録は随時受け付けています。登録の有効期限は2年間です。

仕事の内容

一般事務、保育士、学童クラブ指導員・補助員、給食作業員、作業員、保健師(看護師)など

※仕事の内容によっては、資格が必要となる場合があります。その他の職種など、詳しくは職員課へお問い合わせください。

臨時職員の雇用条件など

○雇用期間は原則6か月間です。
○自動車での通勤はできません。
○交通費は公共交通機関を利用した実費のみ支給します。

登録に必要なもの

○顔写真1枚(証明写真以外でも結構です。3cm×3cm程度の大きさ)
○保育士・保健師など、業務に必要な資格をお持ちの方は資格証の写し。
○登録用紙は職員課にあります。

問合せ 職員課人事研修係



羽村市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画審議会答申 - 1月17日(火)

羽村市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画審議会(大淵修一会長・東京都老人総合研究所介護予防緊急対策室長)は、市民公募委員3人を含む15人の委員で構成され、平成17年3月に市長からの諮問を受け、延べ7回にわたる審議を経て答申書をまとめました。

市ではこの答申内容を尊重し、今年3月末を目途に平成18年度から3年間の高齢者の保健、福祉、介護の計画を策定します。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

PHOTO NEWS

男女共同参画基本条例(仮称) 調査研究報告書提出 - 1月19日(木)

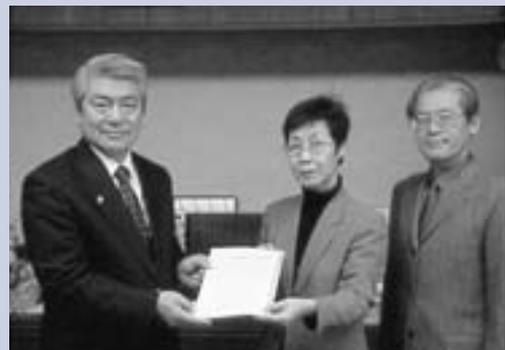
男女共同参画推進会議の上野いく子会長から、男女共同参画基本条例(仮称)の調査研究報告書が市長に手渡されました。

この報告書は、推進会議が、平成16年8月から行った男女共同参画基本条例(仮称)の調査研究をまとめたものです。

市では、この報告書を参考として、男女共同参画基本条例(仮称)の制定に向けた取り組みを開始します。

※報告書は、市政情報コーナー、広域・協働推進課窓口、ホームページでご覧いただけます。この報告書に対するご意見は広域・協働推進課男女共同参画担当へお寄せください。

問合せ 広域・協働推進課男女共同参画担当



成年後見制度とは、判断能力が不十分な方の契約などを補助したり、代理したりすることにより、その方の権利とくらしを守る制度です。

ご存じですか？

成年後見制度

「法定後見制度」と「任意後見制度」

◆法定後見制度

本人がすでに認知症・知的障害・精神障害などの状況にあつて、判断能力が十分である場合に、配偶者・四親等内の親族等から家庭裁判所に申立てをして審判によって後見人を選任してもらう

	法定後見		
	補助	保佐	後見
対象者	判断、理解する能力が十分でない方	判断、理解する能力が著しく不十分な方	常時、判断、理解する能力を欠く状態にある方
家庭裁判所への申立権者	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長など		
援助者	補助人	保佐人	成年後見人

制度です。

たとえばこんな時に・・・

- 認知症を発症。ひとり暮らしをしているが、老後を安心して過ごしたい。
 - 認知症の親族の不動産を売却して、入院費などにあてたい。
 - 高額な健康器具などを、頼まれるとつい買ってしまう。
- 本人の判断能力の程度に応じて、補助・保佐・後見の3つに分けられます。

◆任意後見制度

自らの判断能力が十分なうちに将来の判断能力低下に備えて、あらかじめ後見人を選任し、契約を結ぶ制度です。公正証書により、本人と後見人になる人との契約が必要です。

たとえばこんな時に・・・

- もしも認知症になったとしても、自分の意向に沿った財産管理をしてもらいたい。
- 元気なうちに、安心できる老後の準備をしておきたい。

	任意後見
対象者	現在は、判断能力に問題ないが、将来に備えたい人
家庭裁判所への申立権者	本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者
援助者	任意後見人

在宅介護支援センター 嘱託職員・臨時職員募集

嘱託職員 (1人)

資格

○保健師の資格をお持ちで地域保健業務の実務経験がある方または、看護師の資格をお持ちで地域ケア・地域保健業務の実務経験がある方

○普通自動車免許をお持ちの方

○パソコンでの事務作業があるため、ワード・エクセル操作が可能な方

業務内容 介護保険も含めた高齢者に関する相談の対応（窓口、訪問など）・介護予防事業に関する業務

雇用期間 4月1日～3月31日

勤務時間 月～金曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時

勤務場所 羽村市役所

賃金 時給1,380円

応募方法

高齢福祉介護課在宅介護支援センター係にある用紙に必要事項を記入し、2月28日(火)までに提出してください。

臨時職員 (1人)

資格

○普通自動車免許をお持ちの方

○パソコンでの事務作業があるため、ワード・エクセル操作が可能な方

業務内容 データ入力事務・介護報酬請求事務

雇用期間 4月1日～9月30日

勤務時間 月～金曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時

勤務場所 羽村市役所

賃金 時給800円

応募方法

高齢福祉介護課在宅介護支援センター係にある用紙に必要事項を記入し、2月28日(火)までに提出してください。

応募先・問合せ 高齢福祉介護課在宅介護支援センター係

手続きの流れ

◆法定後見

判断能力が十分でない方が財産を管理したり、福祉サービスを受けたりするための契約をしたい

補助・保佐・後見の開始の申立て

◆任意後見

公正証書により手続きを行います

法務局に登録します

判断能力が十分でなくなった

任意後見監督人選任の申立て

家庭裁判所

審判

申立てについて家庭裁判所の判断が出されます

成年後見登記

法務局に登録されます

利用したい、と思ったら...

■家庭裁判所に相談

家庭裁判所は相談窓口を設けています。詳しい手引きももらえます。

■司法書士、弁護士、社会福祉士などの専門家に相談

「リーガルサポート（司法書士団体）」、「ばあとなあ（社会福祉士団体）」などで、相談窓口を設けています。

■市役所の在宅介護支援センターに相談
制度の基本的な説明と、関連機関の案内をします。

問合せ 高齢福祉介護課在宅介護支援センター係

福祉



自立支援医療費の申請手続きのご案内

4月1日から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の「通院医療費公費負担制度」は、障害者自立支援法第52条の「自立支援医療制度（精神通院）」に変わります。

制度改正に伴い、引き続き「自立支援医療制度（精神通院）」をご利用いただき、3月末までに支給認定を受けていただく必要があります。

現在「通院医療費公費負担制度」（32条）を利用している方で、自立支援医療制度への申請を希望する方は、お早めに申請してください。

※申請書類や制度の内容について詳しくは、お問い合わせください。
問合せ 障害福祉課障害福祉係

障害者自立支援法（障害福祉サービス）に関する説明会

障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）に対する障害福祉サービスの仕組みが4月から大きく変わります。

この制度改正に関する説明会を行います。

日時 ○2月21日(火)午後2時～
 ○2月23日(木)午後7時～
会場 福祉センター大会議室
 ※駐車場に限りがありますので、車でのお越しはご遠慮ください。

問合せ 障害福祉課障害者支援係

心身障害者（児）理容等サービス費用助成事業協力店募集

市が発行する助成券で、散髪などのサービスを提供していただく理容所・美容所を募集します。

ご協力いただくためには、事前にと契約していただく必要があります。

詳しくは、障害福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

保険・年金



国民年金保険料の納付は、便利でお得な口座振替を！

国民年金保険料を口座振替で納める方を対象にした割引制度があります。

①1年分・半年分の保険料をまとめ払いすると割引になる前納制度

前納制度の申し込みは、3月中の申し出が必要となります。

②当月末に引き落とすことで割引となる早割制度

口座振替を希望する場合は、国民年金口座振替納付（変更）申出書を預金口座のある金融機関または、立川社会保険事務所に提出してください。

問合せ 保険年金課国民年金係

国民年金保険料臨時収納窓口と年金相談を開設します

未納となっている国民年金保険料の納付や年金制度に関する相談を、立川社会保険事務所の専門職員が出張受けします。ぜひご利用ください。

日時 2月27日(月)・28日(火)午前10時～午後3時30分

会場 市役所1階101会議室

問合せ 立川社会保険事務所 ☎523

10351 / 保険年金課国民年金係

国民健康保険加入者の皆さんへ申告のお願い

国民健康保険加入者は、昨年中の所得がない方（学生含む）も、必ず住民税の申告をしてください。

※住民税の被扶養者となっている方は必要ありません。

申告がないと、保険税の軽減措置が受けられなかったり、高額療養費限度

額が上位所得者と同様に措置されます。3月15日(水)までに課税課市民税係に申告してください。

問合せ 保険年金課保険係

暮らし



工業統計調査にご協力ありがとうございました

調査の結果は、国や地方公共団体の工業関係施策、企業の生産および販売計画、中小企業の景気対策など幅広い分野で活用されます。

問合せ 庶務課庶務係

まちをきれいに！ポイ捨て防止にご協力

最近、道路や駅前広場などに、ポイ捨てされた空き缶や、たばこの吸い殻などのごみが多く見られ、まちの美観が損なわれています。

ごみのポイ捨て問題は、市民の皆さんや事業者の皆さんなどの理解と協力があつてはじめて解決されます。

まちはみんなのものです。美しいまちなみを維持し、次世代へと引き継ぐために、一人ひとりがマナーを守りましょう。

問合せ 管理課管理係